

いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について

いきいきサロン藤の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 いきいきサロン藤の里
- 2 指定管理者 藤枝市岡部町内谷1400番地の1
 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
 会長 井田 久義
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで